

コーポレート・ガバナンス報告書

2026 年 9 月 25 日

会社名	株式会社N I C S
代表者名	代表取締役社長 山根 慎一郎
問合せ先	取締役業務本部長 木村 裕一
T E L	(0863) 32-5111
U R L	https://www.nics.ne.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、持続可能な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、強固なコーポレート・ガバナンス体制の構築を重要な経営課題として位置づけています。当社のガバナンス体制は、透明性、公正性、責任性、そして迅速な意思決定を基本原則としています。

1. 透明性の確保：当社は、株主およびその他のステークホルダーに対して、経営情報を正確かつ適時に開示することで、透明性を確保します。これには、財務情報だけでなく、経営戦略やリスク管理、コンプライアンス状況に関する情報も含まれます。
2. 公正性の保持：全ての株主が平等に扱われるように、公正な経営慣行を維持します。また、利害関係者の公正な扱いを確保するために、利害関係者との対話を積極的に行います。
3. 責任の明確化：経営陣と取締役会の役割と責任を明確に区別し、効果的な監督を行う体制を整備します。これには、独立性を持つ取締役の活用や、監査、報酬、指名に関する各種委員会の設置が含まれます。
4. 迅速な意思決定：経営環境の変化に対応するため、迅速かつ効果的な意思決定プロセスを確立します。これを支えるために、情報の流れを最適化し、意思決定機構を逐次評価および改善します。

また、コーポレート・ガバナンスの実践においては、継続的な評価と改善を行うことで、経営の健全性を保ち、企業価値の最大化に寄与することを目指します。これにより、当社はすべてのステークホルダーに対して最大の価値を提供できるよう努めます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
山根慎一郎	2,181,000	51.4%
山根光恵	455,000	10.7%
山根英雄	422,000	9.9%
岩田涼子	322,000	7.6%
大阪中小企業投資育成株式会社	300,000	7.1%
岩田ゆうわ	100,000	2.4%
合同会社玉事務所	100,000	2.4%
おかやま信用金庫	100,000	2.4%
公益財団法人みんなでつくる財団おかやま	100,000	2.4%
公益財団法人大原芸術財団	100,000	2.4%

(注) 所有株式数および割合には、当社所有の自己株式 200,000 株を除いて記載しております。

支配株主名	山根慎一郎、山根光恵、山根英雄
-------	-----------------

親会社名	なし
親会社の上場取引所	—

3. 企業属性

上場市場区分	TOKYO PRO Market Fukuoka PRO Market
決算期	12 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】 更新

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	—

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	3 名以内
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、監査役会置会社であります。監査役は3名であり、うち1名は常勤監査役であります。監査役は適正な経営活動の確保を目的とした取締役会、重要な会議への出席、関連資料の閲覧及び部門長へのヒアリング等を通じて、取締役の業務執行の監督を行っております。

また、内部監査は、内部監査室（1名）が担当しております。内部監査計画に基づき、各部署に対して業務監査等を実施し、監査終了後に内部監査報告書を代表取締役社長及び被監査部門に提出するとともに監査役にも報告を行い、適宜業務の改善を行っております。

内部監査室、監査役会及び会計監査人は、必要に応じて会合を開くことが可能な体制をとり、随時情報交換を行って相互連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大倉宏治	公認会計士、税理士													
石田麻衣	弁護士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g 及び h のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する 補足説明	選任の理由
大倉宏治	—	該当事項はありません。	公認会計士及び税理士の資格を有しており、卓越した高度な専門知識を有しており、豊富な経験から有益な助言により健全性が確保できるとし、当社の社外監査役に適任であると総合的に判断選任したものです。
石田麻衣	—	該当事項はありません。	弁護士の資格を有しており、法務及び法律に関して卓越した、豊富な経験から有益な助言により健全性が確保できるとし、当社の社外監査役に適任であると総合的に判断選任したものです。

【独立役員関係】

独立役員の人数	—
その他独立役員に関する事項	
当該事項はありません	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	一部の取締役にストックオプション制度を導入しております。
---------------------------	------------------------------

該当項目に関する補足説明

当社は中長期的な成長および企業価値向上に対する意欲や士気を高め、優秀な人材を継続的に確保することを目的に、ストックオプション制度を採用しております。
--

ストックオプションの付与対象者	取締役、監査役、従業員、その他
-----------------	-----------------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を向上させることを目的として、取締役、監査役、従業員、その他に対し、新株予約権を付与しております。
--

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役ごとの報酬等の総額が1億円以上である取締役が存在しないため、記載しておりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	有
---------------------	---

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役及び監査役の報酬については報酬限度額を定時株主総会で決議しており、各取締役の報酬については取締役会で職務内容及び当社の状況等を勘案のうえ、決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役に対しては、随時必要な情報共有に努め、特に重要な案件については、取締役会開催前に個別に情報共有を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

イ. 取締役会
当社の取締役会は、5名の取締役に構成されております。取締役会は、法令、定款及び株主総会決議

に基づき、決裁権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定時取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

また、監査役が取締役会に出席し適宜意見を述べることで、経営に対する適正な牽制機能が果たされております。

ロ．監査役会

当社は監査役会制度を採用しており、常勤監査役1名、社外監査役2名で構成されております。監査役は、監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

ハ．会計監査人

当社は、イースト・サン監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から会計監査を受けております。なお2025年12月期において監査を執行した公認会計士は太田洋一氏、岡友和氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士2名、その他3名であります。

なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

ニ．内部監査

内部監査は、代表取締役社長直轄の内部監査室を主幹部署として主幹部署として業務監査を実施しております。内部監査室は、独立性を確保しながら、内部監査規程及び内部監査計画書に基づいて各部門の業務遂行状況を監査し、監査結果は内部監査報告書として、随時代表取締役社長及び被監査部門並びに監査役会に報告されております。被監査部門に対しては、改善事項を指摘し、改善状況を確認することとしております。また、内部監査及び監査役会並びに監査法人が相互に連携し、情報伝達・交換を通じて、三様監査を実効性あるものとしています。

ホ．経営会議

当社の経営会議は、取締役4名及び執行役員2名の計6名で構成されています。毎月一度開催され、当月の取締役会で承認が必要な事項や営業、開発の進捗状況について、営業本部、システム本部、業務本部の各本部長からの報告が行われます。各取締役は、会議内容について理解を深めるとともに、代表取締役に対して提言を行います。この体制により、経営の各層が連携を図りながら、会社運営の効率化と問題解決を進めています。

ヘ．リスクマネジメント委員会

当社のリスクマネジメント委員会（委員長：代表取締役社長 山根慎一郎）は、取締役4名及び執行

役員2名の計6名で構成され、主にリスク管理に係る方針、施策の策定やリスク管理状況の把握等に関する事項について議論・報告しております。3か月に一回開催することとしており、必要に応じて臨時に開催されます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、業務執行に対する取締役会による監督と監査役会による適法性・妥当性監査の二重のチェック機能をもつ監査役設置会社の体制を選択しております。また、業界及び企業経営に関する経験と見識を有する社外監査役を選任し、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言・提言を通じて、取締役会の監督機能の強化を図っております。

III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会は、多くの株主様にご出席いただけるように他社の株主総会の集中日を避けた開催日となるよう努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	現時点では、実施しておりませんが、今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取り組み	現時点では、実施しておりませんが、今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	現時点では不要と考えております。
その他	—

2. IRに関する活動状況

	補足説明
IR資料をホームページ掲載	当社WEBサイト上にIRページを設け、TDnetにおいて開示された情報や決算情報、発行者情報、特定証券情報のほか、決算説明会資料等についても掲載しております。
IRに関する部署(担当者)の設置	業務本部をIRに関する担当部署としております。取締役業務本部長及び各担当取締役等と連携を取りながら、対応をしております。
その他	—
実施していない	—

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	現時点、ステークホルダーの立場の尊重について規定している社内規程はございませんが、今後、策定を検討してまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社の役員および社員一人ひとりが企業人として行動する際の基準として、以下の行動指針を定めており、ホームページ上にて開示しております。 1. お客様との関係 株式会社 NICS は、「信頼されるシステム開発を通じてお客様の事業成長に貢献する」ことを使命としています。当社の役員および社員は、常に感謝の気持ちを持ち、お客様と十分なコミュニケーションを図りながら、ニーズや課題に最適な提案とサービスを提供するよう努めます。また、法令・ルール・規程を遵守し、高い倫理観を持って誠実に行動します。 2. 株主、投資家との関係 株式会社 NICS の役員および社員は、適正かつ効率的な業務遂行を通じて企業価値の向上に努めます。また、IR 活動や広報活動を積極的に行い、株主や投資家の皆さまに正確かつ適時・適正な情報を提供することで、透明性の高い経営を実現します。 3. お取引先との関係 株式会社 NICS は、多くの協力企業や取引先の支えによって事業を展開しています。当社の役員および社員は、ビジネスパートナーとしての協力企業や取引先を尊重し、公正かつ自由な競争を通じて技術力の向上に努め、より高品質なサービスをお客様に提供します。 4. 地域、社会との関係 株式会社 NICS の役員および社員は、地域社会の文化や慣習を尊重し、環境問題への意識を高め、地域貢献に努めます。また、反社会的勢力に対しては毅然とした態度を貫き、安全で健全な企業活動を推進します。 5. 社員との関係 株式会社 NICS の役員および社員は、公正な雇用・人事考課を行い、多様な価値観を尊重しながら、相互理解と信頼に基づく企業文化を

	形成します。また、自己研鑽を奨励し、高い専門性と創造性を持つ人材の育成に努め、活力ある職場環境を醸成します。 6. 経営トップの責務 株式会社 NICS の経営責任者は、本企業行動指針の実現を自らの責務と認識し、率先垂範して社内に徹底させるとともに、関係者への周知を図ります。また、社内外の意見を適切に把握し、透明性と実効性のあるコーポレート・ガバナンスを確立し、企業倫理の徹底を推進します。万一、本指針に反する事態が発生した場合には、問題解決、原因究明、再発防止、情報公開を適切に行い、責任の所在を明確にした上で厳正に対処します。
--	---

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役、および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
内部規則の策定と遵守：法令や定款に基づいて、組織内で適切な内部規則を策定し、これに従うことを徹底する体制を整えています。
監督体制の構築：取締役会と内部監査室及び監査役会の監督機関を設置し、職務執行の適正性や法令遵守の監視を行う体制を整えています。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項
文書管理体制：文章管理規定をもとに、重要な情報や意思決定プロセスに関連する文書の保存と管理が適切に行われており、必要な情報の迅速な提供が可能な体制を整えています。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理体制：損失やリスクの特定、評価、管理を目的としたリスク管理体制の構築のために四半期に一度リスクマネジメント委員会を開催し、リスクに対する適切な対応が行われています。
内部統制の評価と改善：半期に一度、内部監査、会計監査人、監査役監査の担当者が集う三様監査会を開催し、定期的な内部統制の評価が実施され、問題点や改善のための提言が適切に反映される体制が整えています。
4. 取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制
業務プロセスの最適化：毎月開催される経営会議並びに定例会議において、効率性を向上させるための業務プロセスの見直しや改善が行われ、適切な効率性が確保される体制が整えています。
5. 財務報告の信頼性を確保するための体制
内部統制の評価と監査：財務報告プロセスにおける内部統制の評価や、内部監査委員、公認会計士と弁護士を含む監査役並びに会計監査人並びに監査役会による監査が適切に実施され、財務報告の信頼性が確保される体制が整えています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 基本的な考え方
当社は、社会の秩序や健全な社会・経済の発展に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは取引関係も含め一切の関係を遮断すること並びに断固たる態度で反社会的勢力及び団体による不当要求を拒否することを基本方針としております。
- (2) 整備状況
 1. 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況
当社では不当要求防止責任者である業務本部長の下、業務本部を統括部署としております。
 2. 外部の専門機関との連携状況

警察および外部の専門機関と平素より連携を深めつつ、外部機関による教育・研修等に積極的に参加し、反社会的勢力への対応に関する指導を受けております。

3. 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

不当要求防止統括部署や不当要求防止責任者は警察や外部の専門機関と連携することにより、反社会的勢力に関する最新情報を収集するとともに、有用な情報については社内で共有しております。

4. 当社が締結する契約書等に暴力団排除条項及び契約締結後に当該取引先が反社会的勢力である又は反社会的勢力とかわりがあると判明した場合、契約を解除する規定を設け、契約を解除します。また、既存の取引先に対しても、既存契約書へ当該条項の追記又は確認書の取得を推進しております。

V. その他

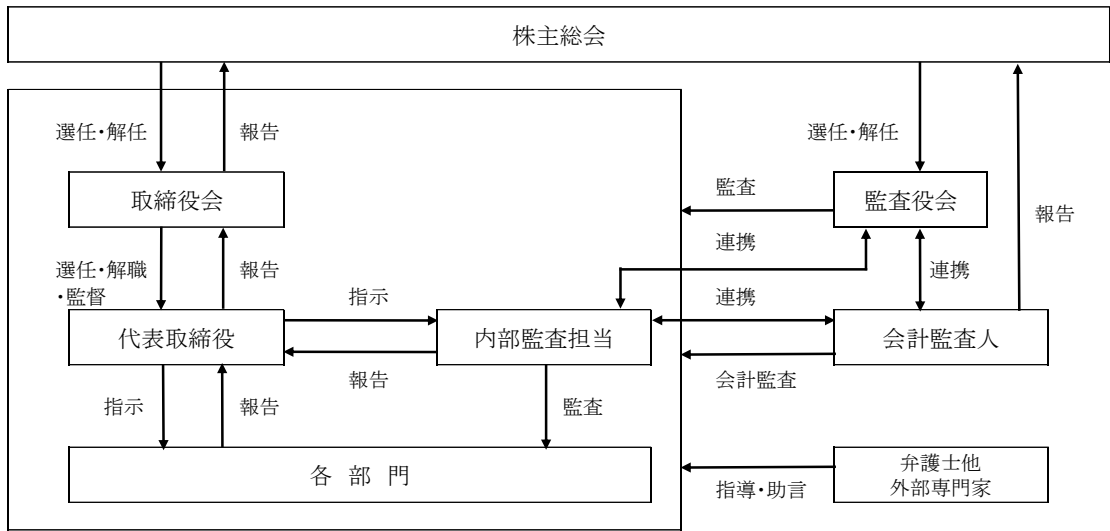
1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入	なし
-------------	----

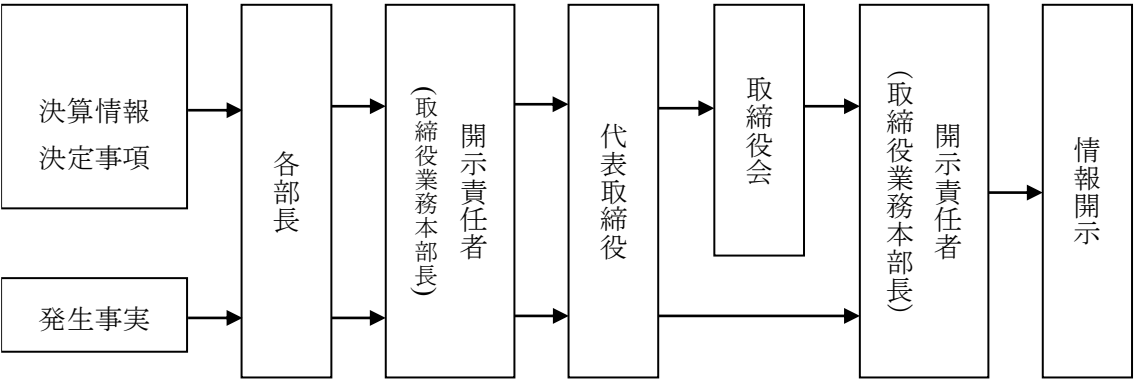
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続に関するフローの模式図を参考資料として添付しております。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上